

政令 第四百八号

東日本大震災復興特別区域法の施行期日を定める政令

内閣は、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災復興特別区域法の施行期日は、平成二十三年十二月二十六日とする。